

令和 5 年度

蕨市立病院事業会計補正予算書（第 1 号）

蕨 市

令和5年度蕨市立病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度蕨市立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
蕨市立病院整備基本構想及び基本計画策定支援業務委託	令和5年度から 6年度まで	39,600千円

令和5年11月28日提出

埼玉県蕨市長 賴高英雄

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳 事業収益等
		期間	金額	期間	金額	
蕨市立病院整備基本構想及び 基本計画策定支援業務委託	千円 39,600	—	—	千円 令和5年度から 6年度まで	千円 39,600	千円 39,600